

2021年4月9日

各 位

会 社 名 アジア開発キャピタル株式会社
代表者名 代表取締役社長 アンセム ウォン
ANSELM WONG

東京地方裁判所に対する「答弁書」「準備書面」「証拠説明書」「監査役後藤光男の発言についての補足説明」の提出に関するお知らせ

2021年3月10日、当社は、連結子会社である株式会社トレードセブンの当初グループ化から事業撤退に至るまでの詳細な経緯に関するリリース「当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明」（以下、「リリース」といいます。）を当社ウェブサイトにて発表いたしました。

それに対し、同3月12日、当社の前代表取締役社長網屋信介氏（以下、「網屋氏」といいます。）の代理人、桃尾・松尾・難波法律事務所の内藤順也氏、松尾剛行氏、瀬戸山真氏、二本松直樹氏4名の弁護士から、東京地方裁判所に対し、当該リリースの内容が網屋氏の「人格権の侵害」に該当するとして、当該リリースを仮に削除するよう求める「投稿記事削除仮処分命令申立書」が提出されました。

当社としましては、当該リリースの内容に誤りはないものと認識しており、東京地裁に対し、当社の代理人は当該申立書に反論する「答弁書」「準備書面」「反論書」「証拠説明書」「監査役後藤光男の発言についての補足説明」を提出いたしましたので、添付書類の通りお知らせいたします。

添付書類：「答弁書」
「準備書面」
「執行役員小杉裕の陳述書」
「監査役後藤光男の発言についての補足説明」

以 上

令和3年(ヨ)第725号 投稿記事削除仮処分命令申立事件

債権者 網屋 信介

債務者 アジア開発キャピタル株式会社

答 弁 書

令和3年3月26日

東京地方裁判所民事第9部 御中

[Redacted]

[Redacted] (送達場所)

TEL [Redacted]

FAX [Redacted]

債 務 者 アジア開発キャピタル株式会社

上記債務者代理人弁護士 [Redacted]

上記当事者間の御庁頭書事件について、債務者は、次のとおり答弁する。なお、令和3年3月12日付申立書において債権者が使用する略称を用いるものとする。

第1 「申立の趣旨」に対する答弁

- 1 債権者の申立を却下する
 - 2 訴訟費用は債権者の負担とする
- との決定を求める。

第2 申立の理由「第1 被保全権利」に対する認否

1 「1 当事者等」に対する認否

(1) 「(1) 債権者」について

認める。

(2) 「(2) 債務者」について

第一段落は認める。

第二段落のうち、アンセム氏が債権者に対し、「従前より繰り返し「本貸付等を債権者が代わりに回収又は弁済せよ、そうしなければ、債権者の社会的評価が下がるような内容の開示を行う」という趣旨の脅迫をし、もって7億円を債権者から喝取しようと試みていた」との点は否認し、その余は認める。

第三段落は否認する。

(3) 「(3) T7」について

第一段落は認める。

第二段落のうち、「T7は同日BTに対し、7億円の本質貸付けを行った」との点は、否認する。本質貸付の相手方は、BISSである。

(4) 「(4) BT」について

認める。ただし、BTがBISSに吸収合併されたのは、2017年10月1日であり、「2018年10月1日」は誤記である。

(5) 「(5) 事実関係の補足」について

債権者の主張、評価は争い、事実は否認する。理由は、第5記載のとおり。

2 「2 債権者の権利を侵害する情報の流通」について

(1) 「(1) 本件投稿の存在及び公開」について

認める。

(2) 「(2) 権利侵害」について

本件投稿の事実内容については認め、権利侵害の事実又は主張は争う。

第2 申立の理由「第2 保全の必要性」に対する認否

第5記載のとおり、権利侵害の事実はなく被保全権利は存在しない以上は、保全の必要性も存在しない。

第3 申立の理由「第3 関連事実」に対する認否

1 「1 本貸付の経緯」ないし「3 債権者の協力」

令和3年2月15日付「株式会社トレードセブンの事業撤退に関するお知らせ」(疎甲9の1) (以下、「お知らせ」という) 及び令和3年3月10日付「当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明」(疎甲7) (以下、「補足説明」という) 記載の事実と相違ない限りで認め、その余は知らないし否認する。

2 「4 本件投稿に至る経緯」

疎甲9の2ないし9の11のメールの記載内容については認め、その余は否認する。債権者又は債権者代理人からの連絡内容に関する資料の提出がなく、債務者とのやり取りの経過全体が明らかになっていないにもかかわらず、債務者における債権者に対する脅迫、恐喝未遂の発言であったと認定するのは無理がある。むしろ、債務者代表者は、経営判断上事実の経緯を公開する必要性があったが、事前に債権者にその旨を説明し、意見や反論の機会を与えていたともいえる。また、本件のやり取りによって、被保全権利の権利侵害を推認させるものではない。

第4 申立の理由「第4 結語」に対する認否
争う。

第5 債務者の主張

1 疎甲7号証の書面の内容は真実であること

債権者は、債務者が発表した補足説明のうち、本貸付等の際に適切な手続きを履践していたこと等事実と反する旨主張しているが、発表した内容が事実であることは、提出した証拠書類（疎乙1乃至18）から裏付けられる。

すなわち、

①債権者も認めるとおり、本貸付は、債務者においては債権者が代表者となり、T7においては債権者が取締役の地位にあるため、本貸付けは利益相反取引（会社法356条1項2号）に当たる。そのため、T7は、本貸付けを受けるためには取締役会の承認を得る必要があり、かつ当該承認の決議において債権者は利害関係人に当たるため、決議に参加することはできない。しかし、債務者においてT7の議事録資料を何度確認しても、その旨の取締役会議事録はなく、2016年3月10日付T7の取締役会議事録には、債務者に対する第三者割り当てによる株式発行の承認決議しかされていない（乙1）。くわえて、BISS（のちのBT）に対する本質貸付けについて臨時取締役会議事録が作成されているが、その当時の監査役はこの決議の存在は知らず、後になって議事録を発見した際に本質貸付けの事実を知り、債務者は当該監査役からその旨を確認した（乙6）。そのためか、当該議事録には、他の議事録と異なり押印がない。以上から、債務者としてT7において適切な手続きを履践していない本貸付けが実行されたことを問題視している。

②債権者は、平成28年3月11日付の債務者取締役会において、債権者から本貸付けはB本質貸付けに充てるといった説明は一切されていない（乙3及び乙4）。それどころか、その前日にT7の取締役に就任していたにもかかわらず、あたかもその地

位にないことを前提として、債務者から T7 の取締役役に就任することの承認を得ている。

③T7 から提出された事業計画には、BISS (のちの BT である) に対して本質貸付けを行うことを想定した内容にはなっていない (乙 14)。BISS グループにおいて T7 が質屋営業をメインに運営する会社であり、その他のグループ会社に質屋営業のために質貸付をする理由はない (乙 13)。

④金銭消費貸借契約書第 5 条 (乙 8) のとおり、本貸付けは、事業計画に従った目的に使用しなければならないところ、債権者は債務者取締役会 (乙 3) にて同契約書第 6 条に基づく承認権限を付与された者として、第 5 条に反する使途の場合は使用を拒絶しなければならないが、この目的に反しているにもかかわらず BISS (のちの BT) に対する本質貸付けを承認したのである。この債権者の行為を問題視しており、当該承認は「独断」であると表現しても何ら不適切であるとはいえない。

⑤債権者が代表者であった株式会社エス・エー・コンサルティング (以下「SAC」という) と T7 及び BISS との間で顧問契約書を締結しており (乙 10)、当該契約書記載の顧問報酬の金額を平成 28 年 4 月から平成 29 年 2 月まで支払われているが、T7 の監査役に確認したところ顧問業務の実態は確認されていない。債務者取締役会決議 (乙 3) において、債権者は債務者の役員として経営に参画させているにもかかわらず、別途債権者の会社である SAC と顧問契約を締結する理由もない。本貸付けの実行日の翌月から、貸付額の年 3.6% に当たる金銭を T7 及び BISS から受領していたとすれば、その実態はリベート、キックバックではないかと疑うのは当然であり、このために債権者が T7 への本貸付け、BISS への本質貸付けを実行して利益を得ていたのであれば、「背任的行為」であると評価することも何ら不適切なものではない。

⑥平成 28 年 5 月 26 日付定時株主総会議事録は、債権者は「任期満了」により T7 の取締役を退任すると記載されているが、債権者は同年 3 月 10 日に就任したばかりであり (乙 2)、任期満了はあり得ない。仮に就任前もその地位に就いていたのであ

れば、本貸付との関係でより問題となることは指摘したとおりである。また、債権者が取締役を退任したのは、債務者代表者が当時の債務者取締役である長原取締役に対して、本質貸付の事実及び利益相反取引であることを伝えたところ、長原取締役から、債権者の代わりに債務者代表者が T7 の取締役就任に就任するよう助言を受けたため、債権者及び債務者代表者はその助言にしたがったのである、したがって、債権者の辞任理由が、債務者代表者の指摘により債権者が利益相反取引であることを認めて、引責辞任をしたとの表現に不適切なところはない。

⑦T7 と BISS との間で本貸付実行前の時点では、経営指導料として 10 万円が支払われていたことは債務者においても認識していたが、この料金が本貸付け等の実行を機に平成 28 年 4 月 1 日から 55 万円に増額し、平成 29 年 4 月 1 日には 6 年間分の委託料を一括払いしており、支払額、支払方法が大きく変更されている。T7 の当時の監査役から経営指導の実体はないこと、また、増額した理由も存在しないことを確認しており、これらの金銭の授受についても、本貸付け等に係る不正行為ではないかと疑うのは当然である。

⑧令和 3 年 2 月 15 日付のお知らせ（甲 9 の 1）のとおり、T7 の業績が順調に推移していたなどという事実はなく、元々債務超過の状態にあったが（乙 17）、その後も改善の状態は見られず、新規に出店した「BRAND PIT 銀座本店」も閉店するに至った。このような財政状況からすれば、債務者代表者や債務者株主が不安を覚え、T7 への貸し付けの早期回収を図ろうとするのは合理的な経営判断である。

⑨債務者代表者から債権者に対して脅迫等があったというが、債権者は債務者代表者を副社長の地位から外そうとしたり、個別にメッセージの連絡で脅しともとれる発言をしている。

2 一方的な主張であり、社会的評価を低下させるものではないこと

上記のとおり、債務者が発表した内容は調査を経て明らかになった事実に基づくものであり、虚偽の内容は含まれていない。

また、債権者が権利侵害として指摘する No.1～No.14 の指摘内容のいずれも、調査に裏付けられた事実から債務者においてその事実を評価した主張、表現に当たり、「～と思われる」「疑いのある」など、債務者が調査により明らかになった事実と事実に対する主張は区別して指摘している。債務者は調査によって明らかになった事実に基づき必要な責任追及等を行い、その過程において債権者からの反論を踏まえて明らかにすることも言及しているため、記載の意見や評価が一方的な主張であることを明確にしており、不適切な表現は含まれていない。このような主張によって、債権者の社会的評価を低下させることにはならない（東京地判平成 24 年 9 月 13 日参照）。

債権者は、債務者 HP を見た者によるインターネット上の掲示板（甲 10）の投稿によって社会的評価が低下したなどというが、一般人が一企業である債務者 HP を逐一見ることではなく、通常は債務者の経営状況を気にかけている債務者の投資家である。このような投資家による投稿を見る者は、同じく債務者の投資家であり、上記掲示板は投資家のために設けられており、そこでは投資家間がお互いの意見や評価を述べているにすぎない。これらの意見や評価は債務者への投資行動に影響するのであるから、これらの投稿によって評価が低下する恐れがあるのはむしろ債務者であり、一個人の投資家の意見が知れ渡り、また、その意見によって債権者の評価が低下することは考えられない。

3 企業内の不正、不祥事行為の発表として違法性が認められないこと

仮に、本件の投稿が債権者の社会的評価を低下させるとしても、本件のような企業の不正、不祥事が発覚した場合には、企業が業務を継続するうえで、一定範囲でこれを通知、公表して説明する義務があり、特に上場企業では適時開示義務があるほか、適時開示義務のない事項であっても株主の判断に影響を与える事項は会社の経営判断によりその通知が必要であることも当然であろう。本件のような多額の貸付や元代表者の不正行為ともなれば、株主の大きな関心事であり、その

事実如何によって株主の投資等の判断に影響を与える。このような対内的・対外的説明の必要性から、情報を開示することは相当である。

たしかに、本貸付けはリファイナンスにより返済期限や担保のある債権となり、現時点では回収不能になっているわけではないものの、債務者代表者によれば、

- ①株主・ステークホルダーの利益を最大化するために、こういった不祥事（私の視点から見て）を開示すること（経営の透明性の確保や可視化）により、長期的な企業価値向上に繋がると考えられること
- ②コーポレート・ガバナンスを強化する努力の一貫として本件を隠蔽せずに積極的に株主などの利害関係者に説明責任を果たすことが必要と考えられること
- ③不可解な取引のため、これによって発生し得る将来のリスクを抱え続けるよりは、問題を顕在化して、適切な調査を進める必要があると考えられること

といった点を踏まえて、債務者代表者の経営判断として、本件の投稿をするに至ったのである。したがって、本件の投稿は、債務者の業務行為として行った行為であり、また、その目的からみても公共性が認められ、その前提事実はいずれも事実であり、意見ないし論評の域を逸脱するものではないため、違法性を認められない（東京地判平成24年4月11日参照）。

4 結語

以上のとおり、本件の投稿による権利侵害は認められないため、本申立は保全の必要性を欠く。なお、本件の投稿により、令和3年3月23日から同月25日までの間、補足説明に関連する件で金融庁の調査が入った。調査内容を明かすことはできないが、本件貸付け等の一連の行為に関して、事実解明や適切な処分の採否が検討されており、債務者代表者としては望ましく思っている。これらの機関からの協力要請を踏まえると、本件の公表は公益の目的に資するものであり、また、今後も調査、公表を進める必要があるため、これらの機関の調査や債務者の対応が債権者の行動によって阻害されるべきではない。 以上

令和3年(ヨ)第725号 投稿記事削除仮処分命令申立事件

債権者 網屋 信介

債務者 アジア開発キャピタル株式会社

準備書面

令和3年3月30日

東京地方裁判所民事第9部 御中

〒

(送達場所)

TEL

FAX

債務者 アジア開発キャピタル株式会社

上記債務者代理人弁護士

上記当事者間の御庁頭書事件について、債務者は、2021年3月29日付準備書面に対し、以下のとおり弁論を準備する。なお、令和3年3月12日付申立書において債権者が使用する略称を用いるものとする。

第1 「第1 総論」に対する反論

1 本件投稿の全部が一体であることについて

債権者は、本件投稿はPDFファイルの形式で、全部が一体であり、そのうち1箇所でも名誉毀損が存在すれば、その名誉毀損部分のみを選択的には削除するこ

とができないと主張するが、そうであるからといって、本件投稿の全部を削除する必要が認められるわけではない。本件投稿は、その書面の題目の「当社連結子会社である株式会社トレードセブンのグループ化から今回の事業撤退までの経緯に関する補足説明」のとおり、T7の事業撤退を決定したこと及びその理由について令和3年2月15日付適時開示書面（甲9の1）において開示したところに、ADCの株主から、T7の子会社化に至る経緯を明らかにするよう求められたことから、T7の子会社化に至る経緯及び子会社になった後の事業撤退に至る経緯に関して時系列に沿って取引内容を個別に説明をしているのであり、債権者が関与していない取引も指摘している（甲7の4頁目第二段落）。

また、債権者自ら、申立書12頁乃至15頁において、本貸し付け等に関する手続きの経緯を述べており、これらの経緯について事実であり何の問題もないと指摘しているのであれば、債権者が認める事実に関し、本件投稿において指摘しても何の問題はなく、債権者の社会的評価を低下させることにはならない。さらに、本申立手続を通して、債権者は、①本貸し付けは利益相反取引であること、②T7の取締役会承認決議を得ていないこと、③BISSへの本質貸し付けに係る取締役会決議が少なくとも奥監査役の出席なく行われており、押印のない取締役会決議議事録が作成されているため、T7において必要な手続きを履践していないこと等の事実（以下、①乃至③の事実「T7の手続の不備に関する事実」と総称する）ことが証拠上存在することを認めており、これらの事実に関して事実を指摘することに関し何ら問題がないとも指摘する。

くわえて、申立書5頁乃至10頁において債権者が権利侵害として指摘している部分は、No.1~4については「引責辞任」の事実はないため虚偽の「事実」を適示していること、及びNo.5~14についてはその他の指摘部分は事実に対する「表現」内容についてである。そうであるとすれば、これらの該当部分について「引責辞任」の事実又は「リベート」の表現が名誉毀損に当たり違法であると仮定しても、その表現を削除することによって、損害の回復をすることは可能である。し

かも、これらの指摘部分は、T7 と債務者との取引と直接かかわりのない事項であり、債務者と T7 との取引に関する本件投稿の内容と一体であるとまではいえない。

以上のとおり、債権者は、T7 と債務者との取引の一連の経緯及び T7 の手続の不備に関する事実を否定する趣旨ではないとすれば、T7 と債務者との取引の経緯を説明することを目的とした本件投稿の全てを削除する必要性はなく、また、債権者の上記指摘部分を名誉毀損部分として仮定しても特定することは可能であることから、本件投稿全体を削除することは相当であるとはいえない。

2 本件投稿の目的について

また、債権者は、債務者において T7 の本貸し付け等に関する手続に疑問があると主張すると理解しているようだが、本貸し付け等に関する手続きに不備があることを主張しており、かつ、根拠資料から当該不備は示されており、「疑問」ではない。すなわち、本貸し付けは利益相反取引であるにもかかわらず T7 の手続の不備に関する事実があったにもかかわらず本質貸し付けが実行されたことは、コンプライアンスの観点からすれば明らかに問題であり、また債務者の子会社である T7 の取引に関して親会社の債務者が問題視することは当然である。

また、T7 の手続の不備に関する事実を問題視し、本件投稿において取り上げているのは、題目のとおり T7 の事業撤退に至るまでの経緯に関する補足説明として本件投稿を取り上げているからである。甲 9 の 1 号証のとおり、債務者は T7 に対して総額 9 億円の貸し付けを実行しているにもかかわらず、T7 の直近 3 年間の経営成績は経常利益及び当期純利益は赤字を出し続けており、ひいては親会社である債務者の経営成績に影響している。債権者は、「債権者の本貸し付け等に関する手続きに関する債務者の説明について、万が一全て正しいと仮定しても、そこから導き出されるのは、手続き上の些細なミス（しかも、債権者自身の問題ではなく、T7 等の第三者におけるもの）が存在するというに過ぎず、債務者自身が本貸し付け等が回収不能になっていない」と主張するが、たとえ現時点で

リファイナンスにより BT から利息の回収が可能であるとしても、債務者の株主からすれば、T7 の事業が赤字を出し続けている以上は T7 に関する取引の一連について問題があったと捉えているのであり、T7 における手続きの不備に関してどこまで問題視すべきか否かは現経営陣及び債務者の株主の判断に委ねられている。また、事業撤退に至る前の 2020 年 4 月～9 月頃までの間、債務者の株主である香港上場企業 Sun Hung Kai & Co. Limited（本貸し付けのために債務者に対して 27,341,079 香港ドルを貸し付けた会社である）の会長（Group Executive Chairman）Lee Seng Huang 氏から債務者代表者宛てに頻繁に電話連絡があり、同会長から T7 への本貸し付けに係る債権（実質的にはリファイナンスにより ABF に付け替えられた債権）の回収を要求されていた。

そのため、債務者代表者としては、答弁書にて記載した通り、T7 の手続の不備に関する事実のほか、T7 の資産が流出していると思われる実体のない取引（BT・BISS 間の取引や SAC の取引である）も発見されたため、これらを含めて「不可解な取引」であるとの認識のうえで、広く債務者の株主に対して、債務者が T7 に係る取引の経緯全ての情報を開示することにより、T7 と債務者との取引における問題や債権回収を含む今後の対応について債務者の株主から意見、評価を求めることが必要であると考えたのである。

このようにコンプライアンスの観点から問題のある取引に関して債務者代表者の経営判断として取引内容を開示することに不合理なところはなく、本件投稿の目的それ自体は広く債務者の株主への情報開示や株主からの意見を今後の経営判断に反映させるという公共の目的に適っている。

当該公共の目的をもって T7 に関する取引の一連という債務者における公共の利害に関する事実について、問題と考える T7 の手続の不備に関する事実等の事実は客観的証拠をもって裏付けられており、その事実が真実であることが示されており、違法性は認められない。

第2 「第2 債権者の主張」に対する反論

1 「1 債務者取締役会における手続き（申立書 No.5、答弁書第5の1②）に関する債権者の主張」について

(1) 第一段落乃至第三段落

事業計画（乙14）は、金銭消費貸借契約書第5条の「甲に提出した事業計画」に当たることは確認されたが、当該事業計画4頁目には、BtoB及びBtoC取引において「月利9%、年利108%の高収益モデル」を謳っているが、質契約書に定められた利息は月2.25%（乙7）となっており事業計画で提案する月利に比べて相当に低い金額である。また、同事業計画5頁目に「買取りサービス」6頁目に「質預かり」7頁目に「同業者貸付」の多様なサービスを展開していること、そして10頁目に多様なサービスを組み合わせて提供することを想定するような事業計画となっている。そうであるにもかかわらず、債務者からの貸付金の全額をBISSにのみ貸し付けるということはおよそ考えられず、もし流質になれば現金たる貸付金全額を失い返済期限も設定されていないのであるから、T7の質営業を発展させることなど到底できなくなる。このようなリスク（現金を失うこと、返済期限がないこと）が高く、またリターン（利息）の低いBISSへの本質貸し付けが、事業計画の目的には全く沿っていない取引である。結果として、本質貸し付けは流質となり、返済期限のないBISSへの貸付金が残ることになったため、債権者において返済期限のある貸付とするためにリファイナンスを実行したい旨を取締役会決議において述べている（乙15）。

なお、債権者は、本質貸し付けについて債務者取締役会から授権された権限を行使して実行を許可したことを認めているが、T7におけるBISSへの本質貸し付けに関する取締役会決議はなく、稟議書をもって実行をしていることも明らかになったが（疎乙20）、その稟議書において債権者が本質貸し付けを承認していた事実も証拠から明らかになった。債権者が債務者からの授権により、

債権者が取締役を構成する T7 に対して承諾を取るといふは利益相反の状態になり、およそ債権者の不利益となる取引を承諾する恐れがある。債権者が T7 の取締役であることを知っていれば、債務者は債権者に当該権限を付与することはなかった。

(2) 第四段落及び第五段落

債権者は、第四段落において、債権者が本質貸し付け実行後において、債権者に対して何ら異議は述べられていなかったというが、疎乙 21 乃至 23 号証のとおり事実ではない。

また、債権者準備書面第 2. 1 の第五段落に本件投稿内容と関わりのない事実であり、また本件投稿の削除の必要性とも関連しない事実の指摘でもあり、認否に値しない。

2 「2 T7 における手続（答弁書第 5 の 1①、③、④、⑥）に関する債権者の主張」について

(1) 「(1) 承認手続き等について（答弁書第 5 の①）」

債権者の指摘するとおり、疎甲 9 の 1 号証の開示後、質貸し付けに関する取締役会議事録に関して押印がないこと、また、奥監査役から当該決議の存在を知らなかったことを聞き、本件投稿において、手続の不備があった旨を指摘して、事実のとおり修正するに至った。

(2) 「(2) 事業計画について（答弁書第 5 の 1③、④）」

第 2. 1 (2) で述べたとおり。

(3) 「(3) 引責辞任について（申立書 No.1~No.4、答弁書第 5 の 1⑥）」

第 2. 1 (2) で指摘したように、債務者代表者は本質貸し付けを認識した後に、当時の債務者取締役である長原取締役には電話で、ウォンペンション取締役及び■■■■氏（債務者の業務委託先であり、債務者から企業価値の算定や取引の仲介等の業務を受託している）に対してはメールで（疎乙 21、疎乙 22）、本質貸し付けの問題性を報告して意見を求めたところ、「アンセム氏の考えに

間違っているところはない」 (I do think your logic is correct.) の意見があり (疎乙 22 ■■■ 氏メール参照)、また、債務者代表者は長原取締役及びウォンペンション取締役 (いずれの取締役も香港在住のため債務者取締役の「香港サイド」と表現している) から、「BISS への貸付を実行してはならない (HK side we shall not lend the money to BISS Holdings from Trade Seven) 」 「適切な法的手続きを踏んでおらず、またリスクを回避できるほどの担保価値もない (without any proper legal agreement and also valuation of the collateral to hedge the risks) 」 と指摘されたことを、債務者代表者から債権者に報告し、また、債務者取締役間において「我々は、T7 に取締役二名 (債権者と債務者代表者) を選任するか、ADC から一人の取締役しか T7 に派遣することができないのであれば、ADC は私 (債務者代表者に取締役会のメンバーに入ってもらい、債権者は相談役になってもらいたい (つまり、債権者が T7 の取締役を辞任すること)) (We will put two directors in Trade Seven from now on, which will be you and me. If they only accept one director from ADC. He wants me to take the responsibilities to be the board member and you will be the advisor.) 」とも伝えたところ、債権者は「自由に決めて (Whatever you want.) 」と伝え、債務者取締役の提案に従ったのである (疎乙 23) 。この一連の流れを踏まえれば、本質貸し付けに対して債務者取締役から異議を唱えられ、それを実行した債権者に責任を取ってもらい、T7 の取締役の地位を辞任したということが分かり、この一連の経緯に基づき「引責辞任」と表現したことは事実に基づいており、何ら不適切な表現ではない。

- 3 「3 債権者の 100%子会社であった時期の SAC が、BISS や BT から受領した顧問料に関する債権者の主張 (申立書 No.7~9、12、答弁書第 5 の 1⑤、⑦) 」

- (1) 答弁書第 5 の 1⑤で指摘される事実関係について

表題について本件投稿において「背任」とは指摘していないこと (「背任的行為」であり、これこそ印象操作のように見える) を付言したうえで、本件顧

問報酬の取り扱い及び債務者が「リベートとして支払われたと考えられます。」や「実質的にはリベートとおぼしき金銭は、SA コンサルティングを通じて網屋氏個人の懐に入ったという可能性もあり得るものと考えております。」という見解を述べた理由を以下のとおり述べる。

債務者としても顧問報酬について大きな問題点は持っていなかった。しかし、SAC を債務者の完全子会社化にするにあたって、債権者の要望により、債権者が SAC の代表者を辞任することを条件として SAC の全株式を買い取り、債権者に対して同額で同株式を売却することも条件として加えられていた（疎乙 24 の第 11 条）。そして実際に、2017 年 2 月 28 日付で SAC の代表取締役は四禮静子氏就任が決まった時期（疎乙 25）と同時期に 2017 年 2 月 17 日に当該条件が実行され、債務者は有限会社フォーティに SAC 全株式が買取価格と同額で譲渡し、その際に SAC 名義の口座に入金された金銭はそのまま譲渡先に承継されることになった。これらの事実に関していえば、SAC 名義の口座に入金されていた顧問報酬は、有限会社フォーティに流れていたとの事実にはすぎないが、債務者代表者のほか、債務者の執行役員である小杉氏及び天神氏は、債権者自ら有限会社フォーティに移転した顧問報酬はリベートであるとの発言を聞いた（疎乙 28）。

もっとも、債務者としては、本件投稿の 2 頁目の 3 項のとおり、SAC が顧問報酬を受領していた事実、SAC が債権者の親族に売却された事実のみ確認しており、（その後の）報酬の資金の流れは確認できていない事実は確認できていないため、リベート（債権者に報酬が渡っていること）の事実は確認していないことを明記している。また、債権者の発言として「本件に伴い SA コンサルティングが受領した金銭は当社の連結損益計算書に計上しており、法的に問題がなく、売却後の所有者も本人の親族のため、法的に利益相反に該当しないとコメントしております」とも記載しており、顧問報酬について法的に問題がないとの債権者の見解が示されていることも明らかである。

その上で、債務者において顧問業務の実体を確認したところ、BTの監査役から実体はないとの回答を得たため、債権者の発言は疑わしいとの認識に至り、債務者としての見解を述べたのである。

このように、本件投稿において確認できた事実からリベートに当たると断定することはできないことを明確にし、かつ債権者の見解も掲載した結果、債権者から提出された疎甲10の3号証の掲示板の内容からは、「網屋とBISSが業務委託金のいくらかが網屋氏に流れている可能性は否定できないと思います。」「出ている情報が本当なら、網屋氏の行為は背任行為ですもんねえ。」など、顧問報酬が網屋氏に流れていたという事実を受け止めている投稿者はいないのである。

このように、「リベート」と思われることという債務者の一方的主張、見解は、本件投稿を見た株主にとっても理解できており、「債権者がリベートを受け取っていた」との事実は指摘していないことから、債権者の社会的評価を低下させるものではない。

(2) 「(2) 答弁書第5の1⑦で指摘される事実関係」

BISSとTSとの間の取引であることを明記しており、本件投稿の文中においても(甲7の4頁目第二段落)、債権者を当事者として記載していないことは明らかであり、印象操作はない。

第3 「第3 答弁書に対する個別の反論」に対する反論

1 第3.1乃至第3.4について

債務者代表者又は山内氏からの連絡内容をもって、債権者を脅迫するという目的であることは推認されない。本件は、そもそも本貸し付け等の実行当時から、債務者取締役から問題があるとの指摘を受けていたこと、また債権者のADCの代表取締役の辞任時においても、リファイナンスした債権の回収を行うことを明言している。以下、2021年1月22日付債務者取締役会における録音データの—

部を抜粋する。

<以下、抜粋>

「しかしながら、株主の意向もあり、早期にこれを回収したいということがありました。債務者との契約があり、明日返せというわけにいかないのので、この数ヵ月は流動化をワークしてまいりました。それにつきましてご報告いたします。

私と私の仲間、この会社の人間も含めて、知っている買いそうな所に当たったのは8件ありました。ファクタリングそのものについてネガティブな所と、期限が合わない所がありました。1社だけ手を挙げたのがル・サンク・トラストという所ですが、ディスカウントしてくれという話であり、保留にして、実際には契約に至っておりません。我々のリソースはもう限界ということで、2社の業者との話を始めております。1社はウェルズパートナーズ、いわゆる IFA で、お客様の殆どが上場会社のオーナーで、株式を上場して100億円以上のお金を持っている個人のお客様の資産を運用しており、どなたかいらっしゃったら・・・(聞き取り不能)。もう1社はFUNDBOOKというM&Aの専門業者で、もともとは株式を公開した人間が作ったその仲間で、1000人ぐらいの・・・(聞き取り不能)会社があり、ぜひやらせてくれということで、今、費用、契約書、秘密保持契約等の締結の交渉に入っております。この2社のお客様にこの債権を買って頂きたく、どういう形でもいいですが、場合によってはSPCに一回移転して会社を買ってもらうなど、ストラクチャーは置きまして、早期の回収を目指して、この2社とワークを始めております。

したがって、私は取締役を退任して非常勤になりますが、この案件については私が引き続き担当し、子会社であるABFの重本社長と一緒にワークをしていきたいと思っております。

以上、私からの報告でございます。」

<抜粋終了>

以上の報告があつたにもかかわらず、債務者代表者と債権者間の連絡(乙19)において、債権者が債権の回収に協力的ではなくなり、また債務者において本貸

し付け等 T7 との取引の一連が問題視されているなか、債権者に対して事実を確認し、また反論の機会を付与しているのである。

本件投稿においても、債権者に対して事実を確認するために「何度も対話を求めましたが、網屋氏は一方的に対話を拒否し、」（疎甲7）と指摘しており、また債権者代理人による通知文を令和3年3月3月11日付「網屋信介氏代理人（桃尾・松尾・難波法律事務所）からの電子メール受領に関するお知らせ」として掲載し、債権者の反論内容も公表することにより、公平な観点で債務者の株主に判断してもらうよう配慮している。

これらの経過を踏まえてもなお、債務者代表者又は山内氏からの通知内容が、債権者に対する脅迫の目的であったとは到底考えられない。

2 「第5 債務者の主張について」

(1) 「1 疎甲第7号証の書面の内容は真実であること」について

ア 「ア はじめに」

繰り返しになるが、本件投稿において「背任」とは指摘しておらず「背任的行為」と表現している。そして、この表現の根拠たる事実として T7 の手続の不備に関する事実の行為や、第2.2(2)記載の本質貸し付けは利益相反の関係にあったことや、第2.2(3)の債務者取締役の反対を受けていたにもかかわらず、本質貸し付けの実行及び実行後に解除する等の対応を取らなかった事実に基づき「背任的行為」と評価するのは、事実に基づいており不適切な表現には当たらない。

イ 「イ ⑧について」

第1.2で述べたとおり。

ウ 「ウ ⑨について」

取締役や株主からの追及を受けていたにもかかわらず、債務者代表者の「本貸し付け等に問題があり、早期に回収すべきだ」との主張に対し、債権者が理解できなかつたことに理解に苦しむ。

(2) 「2 一方的な主張であり、社会的評価を低下させるものではないこと」

第2.3(1)で述べたとおり。

(3) 「3 企業内の不正、不祥事行為の発表として違法性が認められないこと」

「東京証券取引所に公表を却下された」との事実は、債権者の憶測にすぎず、事実ではない。なお、令和3年3月10日付適時開示「前中期経営計画(2018年8月14日発表)の振り返り」の適時開示(乙27)もされており、同開示の2~3頁目にかけて、T7に関する事業計画と達成状況についての報告においてT7のBISSへの本貸し付けは問題のある取引であったことを言及している。

(4) 「4 結語」について

債権者は、本件投稿が「今年度中(3月中)に直ちに削除されることが必要であると考えているようであれば、内定がすでに決まっいて、内定を取り消される可能性があることを何ら立証していないにもかかわらず、某企業への役員就任に関して支障が出かねない状況であるとの主張は予測される損害にすぎない。このうえ、債権者の指摘する掲示板の投稿についても、掲示板の投稿それ自体は投稿者による表現であり、これに対し、債務者はT7との取引に関する一連の経緯がコンプライアンス上問題であることを取り上げることにより、このようなコンプライアンス上問題のない経営体制を築き、債務者の株主からの信頼を得られるよう取り組んでいるのである。

本件投稿によって得られた債務者の株主による債務者に対する批判、応援等の様々な意見を得て経営体制を改善させることは債務者にとって大きな利益であり、この利益と比較して債権者の損害が著しく大きいものとはいえず、保全の必要性があるとは認められない。

以上

令和3年(ヨ)第725号 投稿記事削除仮処分命令申立事件

債権者 網屋 信介

債務者 アジア開発キャピタル株式会社

証拠説明書

令和3年3月30日

東京地方裁判所民事第9部 御中

〒

(送達場所)

TEL

FAX

債務者 アジア開発キャピタル株式会社

上記債務者代理人弁護士

上記当事者間の御庁頭書事件について、債務者は、次のとおり証拠説明を行う。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
疎乙20	稟議書(写し)	平成28年3月10日	谷口亮	債権者がBISSへの本質貸し付けの実行の稟議において、本質貸し付けを承認していること

疎乙 21	メール (写し)	平成 28 年 5 月 18 日	アンセム・ウォン・シユウ・セン	債務者代表者がウォンペンション取締役に対して、BISS への本質貸し付けの問題性を報告して意見を求めたこと
疎乙 22	メール (写し)	平成 28 年 5 月 18 日	■■■■■	同上
疎乙 23-1	メール (写し)	平成 28 年 5 月 18 日	■■■■■	債務者代表者が債権者に対して、債務者取締役において BISS への本質貸し付けを問題視していること、債権者が T7 の取締役の地位から外れてもらいたいことを伝えていること
疎乙 23-2	メール (写し)	平成 28 年 5 月 18 日	債権者	同上
疎乙 23-3	メール (写し)	平成 28 年 5 月 18 日	債権者	債権者から、債務者代表者に対し、T7 の取締役の構成について「自由に決めて」と伝えていること
疎乙 24	株式譲渡契約書 (写し)	平成 27 年 11 月 27 日	債務者及び債権者	SAC の株式全部の譲渡を受け、再度譲渡を受ける場合の条件が定められていること
疎乙 25	商業登記情報 (写し)	令和 3 年 3 月 30 日		平成 29 年 2 月 28 日付で ADC の代表取締役に四禮静子が就任したこと
疎乙 26	網屋信介氏代理人 (桃尾・松尾・難波法律事務所) からの電子メール受領に関するお知らせ (写し)	令和 3 年 3 月 11 日	債務者	債権者代理人からの通知内容を ADC の HP のお知らせ欄に掲載したこと
疎乙 27	『前中期経営計画 (2018 年 8 月 14 日発表) の振り返り』と題する適時	令和 3 年 3 月 10 日	債務者	債務者が疎甲 7 号証のお知らせの開示と同日に適時開示もしていること

	開示情報			
疎乙 28	陳述書	令和 3 年 3 月 30 日	小杉裕	<p>債権者が小杉氏に対し、本質貸し付けは将来に向けてやはり解決、改善が必要であると発言したこと</p> <p>債権者が小杉氏に対し、リベートの存在を指摘したこと、また、リベートに関する追及に対して「今はその辺について触れないで欲しい」との話をされたこと</p>

以上

令和3年3月30日

東京地方裁判所民事第9部 御中

陳 述 書

債務者執行役員副社長

小杉 裕



株式会社トレードセブン（T7）から株式会社BISSホールディングス（BISS）グループに対して行われていた7億円の質貸付の不健全性、並びに当該貸付に関わるリポートを網屋信介氏が間接的に受領していた点について私が把握している事実を以下の通り陳述いたします。

昨年の2020年9月19日（土）、網屋氏に呼ばれ、当社当時取締役副社長アンセムウォン、事業開発部長小杉裕、社長室長天神雄一郎の3名が当社月島事務所に出社、午後2：00頃から約2時間にわたり当社事務所大会議室にて網屋氏を入れた合計4名で以下内容を協議、話し合いました。

2020年9月29日開催予定の当社株主総会にて決議予定であった当社第三者割当増資に鑑み、その主たる引受予定先のサンフンカイグループより再三にわたり以下2点の問題解決を増資議決前に実施しないといけない旨の連絡を会社として受けていました。 それを受け、この2点の問題点の主管責任者である網屋氏が主催するかたちで、この会合が行われました。

問題1. BISSグループへのT7からの7億円の質貸付債権の回収の必要性

当日網屋氏はこの貸付につき、会合前半は以前と変わらず、本貸付回収の必要性は、

それほど高くないという持論を展開していましたが、質貸付担保の換金性がないこと、対象企業BISSグループの展開する2社間ファクタリング業務は、取引内容的に将来の不安要素が高く、対象企業の与信面の問題が存在、またBISSグループと網屋氏との個人的な繋がりがあまりにも強く、網屋氏以外にこの問題を抜本的に対処できる人員が当社内にいないこと等をあらためて協議していく中で、今回の当社増資をスムーズに進めるにあたり、網屋氏から次のような発言、提案を受けました。

7億円の質貸付債権は貸付期限を有さない貸付であり、将来に向けやはり解決、改善が必要で、まずはこの債権を当社別子会社で貸金業を営むアジアビジネスファイナンス株式会社（ABF）に債権担保型融資に切り替えて移管、その後第三者にこの債権を売却するか、証券化しての譲渡をしていくという内容を、私を含む本会合出席者の前で約束されました。

しかしながら、このABFへ移管した債権は、今日に至るまでその大部分（6億5000万円）が未だ貸付元金の回収に目処が立っておらず、現債権者の申し立てによると、これらの回収に対して網屋氏はその責を負うものではないとされています。また現在、当社並びにT7、その子会社とBISSグループを取り巻く一連の過去の取引に対し、金融庁より検査、捜索が先週の2021年3月23日より実施されており、BISSグループ側にも捜査が及んでいます。金融庁からは網屋氏を名指しで捜査を受けており、網屋氏とBISSグループを取り巻く取引に、当該貸付まわりの問題以外にも架空取引等の瑕疵があると指摘を受けており、近くその裁定が下されるものと思われます。金融庁は当社に対し、過去の有価証券報告書の修正や課徴金が発生する可能性があり、その場合にはこれらが網屋氏、株式会社エス・エー・コンサルティング（SAC）、BISSグループを取り巻く一連の不可解な関係性と実体のない不透明な取引に起因することによる可能性があることを申し添えておきます。また、この陳述内容に関し、私は、事前に金融庁に報告し、裁判所への情報共有の許可を得て陳述をいたしております。

問題2. 株式会社エス・エー・コンサルティング (SAC) がBISSグループから受け取っている本貸付に関わる3.6%のリベートの存在

同日、アンセムから網屋氏に対して、当該リベートの存在とその対処について質問を投げかけました。これに対し、網屋氏は当該リベートの存在を会合メンバーの前で認めましたが、リベートを受け取っていた網屋氏が代表を務めるSACは、リベート受け取りを始めた当時、当社子会社であり、その期間中は当社の連結対象会社であり、当社連結PLに計上しているため、さほどの問題はないと言及されました。しかし、その回答に対し、アンセムが、ではその後SACを網屋氏の従兄弟に当たる親族に売却したことはどう解釈するのか、また、SACの当社子会社期間中に受領しているリベート累計額約2300万円は、この当社からの売却時に、なんら売却価格に評価加算もされないまま、買収時と同額の100万円で会社ごと売却譲渡されており、実質網屋氏親族の手に渡った形となっている事実をどう評価するのかと問いただすと、網屋氏は、今はその辺については触れないで欲しいとの旨を話され、網屋氏ご自身が広く株主には説明ができない内容であることも発言されていました。

これらの一連の内容は、小杉、天神の両名にとって初めて耳にする内容で、私は本件につき、大きな憤りを感じると共に、網屋氏への不信感が芽生えました。また、このリベートに関し、本日追加提出いたしました関係書類、網屋氏のメール履歴資料等を確認いたしますと、SACは網屋氏親族へ売却譲渡された後も、数年にわたりこれらリベートを受け取り続けていた可能性も考えられ、人として、上場企業の当時の代表として、道徳的、倫理的に許される行為ではなく、全くもって残念でなりません。

これらを踏まえましても、債務者の一連の記述には偽りはなく、このほどの債権者の申し立ては、ただただ盲目的に記述の取り下げを主張するだけのもので、それは正当性が大きく欠けた主張であると認識しております。

翌週2020年9月22日(火)、当社第三者割当増資について当社内で議論中に、再度本件について網屋氏と話をする機会がありました。この会議の参加者は網屋氏、アンセム、小杉の3名です。この際に網屋氏は、T7からBISSグループに対して行われていた7億円の質貸付の不健全性と、当該貸付に関わるリベートを網屋氏がSACを通して受領していた事実をお認めになった上で、7億円の債権回収に向けての活動を網屋氏自身が努力し遂行するので、本件を問題として公にしないでほしいと発言されました。

この日、本事実を再度網屋氏から確認し、失望と怒りの気持ちで疲労困憊となったアンセムを連れ、網屋氏、小杉の3名で、中央区勝どきのレストラン、デニーズで夜の食事をし、それぞれ深夜に帰宅をいたしました。

以上

令和3年(ヨ)第725号投稿記事削除仮処分命令申立事件

令和3年3月23日東京地方裁判所での聞き取りに際しての 債務者代表者監査役
後藤光男の発言についての 補足説明

本日は、特に令和3年3月23日の御庁審尋に際し、私の発言の内容に至った経緯について説明させていただきたいと思います。

すなわち、本件リリースの日の令和3年3月10日の後の同年3月12日及び同年3月16日に監査役会を開催し、「リリース内容について、一部誤解を招く記述があること、本リリース後相当の日数が経過し、その内容の周知が図られたこと、会社の今後の業務遂行上、デメリットの発生も想定されないことも無いこと等から、取締役リリースの削除を求める監査役会の提言を決定しました。

そして同年3月18日開催された取締役会にリリースの削除方監査役会の提言を提案しました。

しかしこの提言は同取締役会で紛糾、まともな提言は取り下げざるを得ませんでした。

その同日3月18日、取締役会に出席した監査役2名の出席の監査役会において、協議した結果、代表取締役の会社に対する熱意、会社・社員・株主の利益を守るためのリリースでもあること、リリースまで長い期間の周到な準備を行ったことなどの代表取締役の発言等を勘案し、「本リリース内容の一部に誤解を招く記述があるものの、内容はおおむね真実である」

との理解に達し、ここにリリース削除の提言を行わないことの協議に達しました

またこの監査役会協議の内容は当監査役会に出席されていない他の監査役に電話で説明し、了承との意見を得ております。

以上3月23日の御庁の審尋に於いて、監査役会としてリリース削除の提言を行わない旨の発言に至った経緯を述べさせていただきました。

令和3年3月29日

アジア開発キャピタル株式会社
代表者監査役 後藤光男